

令和 6 年度大学認証評価結果報告書

令和 7 年 3 月 24 日

一般財団法人 大学・短期大学基準協会

京都華頂大学の概要

設置者	学校法人 佛教教育学園
理事長	田中 典彦
学 長	中野 正明
A L O	秋山 裕之
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
所在地	京都府京都市東山区林下町 3-456

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

設置学部及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
現代生活学部	こども生活学科	200
現代生活学部	生活情報学科	120
現代生活学部	食物栄養学科	240
合 計		560

大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

通信教育及び収容定員（募集停止を除く）

学部	学科	収容定員
なし		

通信教育大学院及び収容定員（募集停止を除く）

研究科	専攻	課程	収容定員
なし			

機関別評価結果

京都華頂大学は、本協会が定める大学評価基準を満たしていることから、令和 7 年 3 月 14 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和 5 年 7 月 25 日付で京都華頂大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「浄土宗宗祖法然上人の仏教精神」に基づいて、大学の教育方針及び学訓が定められ、ウェブサイト等で学内外に表明されている。地域貢献を目指し、地域の行政・公的機関や各種団体と連携を行い、学生たちの積極的な地域・社会への参画が実践されている。

建学の精神を踏まえて、学部・学科の教育目的を定め確立し、ウェブサイト等で学内外に表明している。学習成果は教育目的に基づいて定められ、また三つの方針は組織的議論を重ねて一体的に策定されており、ウェブサイト等で学内外に表明されている。シラバスには授業科目と学習成果との関連が明示され、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、学内の取組みや卒業生の活躍状況などは定期刊行物を通じてステークホルダーに報告され、それらに対する高等学校側からの意見聴取も行い、自己点検・評価活動に活用している。

アセスメント・ポリシーに基づいて学習成果の獲得状況を測定しており、教育方法の改善、学習成果の評価項目や査定の手法の点検、教育課程の適切性の検証に生かされている。学校教育法、大学設置基準等の関係法令の改正などを確認し法令を遵守している。

授与する学位分野ごとの三つの方針は、学習成果に対応し、一体的に明確に定められている。教育課程は、大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。専門科目群と学科選択科目は、専門分野や資格試験に必要な知識を幅広く学習できるようにそれぞれ体系的に整理されている。また、建学の精神を理解するため、知恩院拝観や講話を聴くなど、大学の特色を生かした独自の取組みを行っている。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応して明確に示されており、学生募集要項、ウェブサイト等で周知されている。内部進学を促進する高大連携事業を行い、また、入学者選抜は多様な方法で実施し、志願者の受験機会を広げている。

学習成果は、多様な手段に基づいて把握・評価されており、それを活用した学生指導が効率的に行われている。また、学生の卒業後評価への取組みも行われている。

教員は、シラバスに記載された成績評価基準に沿って学習成果の獲得状況を評価すると

ともに、学科会議等で共有される学生の情報や授業評価アンケートの結果等を活用して授業の改善に取り組んでいる。大学は、学習環境の向上のため、図書館等の施設や「華頂修学ポータルサイト」を整備して有効に活用している。

リメディアル教育の実施や、スタディーアドバイザーによる学習支援のほか、研究室前にある学生演習室で教員が学生の指導に当たるなど、様々な学習支援が行われている。

学生部学生課が中心となり、生活指導、課外活動、経済支援、心身のケア、カウンセリングが組織的に行われている。ボランティア活動は、学生参画運営センターが支援を行っている。「合理的配慮」に関しては、ガイドブックを作成し、全教職員に配布している。

進路支援は、キャリアセンターを置き、キャリア委員会を組織して適切に行っている。進路相談や履歴書作成、面接対策の支援のほか、国家試験のための課外セミナーや、就職に生かせる資格試験対策など、教職協働で一人ひとりに寄り添った就職支援を行っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、大学設置基準を充足している。事務組織は、事務関係諸規程に基づき事務局長が統括しており、その責任体制は明確である。学生の学習成果の獲得が向上するよう教職員は連携しており、また多様な FD・SD 活動は規程に基づいて適切に実施されている。労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、就業に関する規程を整備しており、人事・労務管理を適切に行っている。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を充足している。校舎は、全て障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室等を整備し、諸規程に従い施設設備の維持管理を適切に行っている。火災・地震対策、防災対策のため、定期的な点検・訓練を実施している。

教務システムやポータルサイトを運用し、全教職員・学生に「情報サービスマニュアル」を配付のうえ、操作方法や活用方法について説明会を実施している。情報ネットワークや学内コンピュータの維持管理等は適切に行っている。学内 Wi-Fi 環境が整備され、効率的な授業運営や学生の学習支援に活用されている。

財務状況について、大学部門で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 5 年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。理事長の業務を補佐する常務理事会を置き、学校法人の運営全般を協議のうえ業務を執行している。

学長は、豊富な知識・経験を有し、大学の運営全般における意思決定と業務執行で適切なリーダーシップを発揮している。教授会は、規程に基づいて開催され、教育研究上の審議機関として運営されている。また、教学協議会の設置と、部長会の開催により、円滑な教学運営が図られている。

監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、法令等に基づいて毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

大学の教育研究上の基本情報及び財務情報等は、法令等に基づき、ウェブサイト等を通

じて公表・公開されている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、大学教育の継続的な質保証を図り、大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

（１）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

〔テーマ A 教育課程〕

- 総合科目の「総合基礎演習」は、ゼミナールとして少人数で学ぶことで、学生の課題探求に対する主体性・創造性を育むとともに、人間として生きる基本的な力や社会一員としての規範を学ぶことができ、効果を上げている。

〔テーマ B 学生支援〕

- 研究室前のエリアにある学生演習室は、教員の指導を受けやすい環境であり、スタディアドバイザー（近隣大学の大学院生）を配置して基礎学力の向上を支援している。また、シラバスの見方を解説し、単位取得について個別に支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

〔テーマ A 人的資源〕

- 学長を議長とする「部長会」において事務運営全般の課題の検討や情報共有を行い、「課長連絡会」を通じて業務の具体的な改善、円滑な実施に取り組んでおり、組織的かつ定期的な業務の見直しや事務処理の点検・評価、改善を行う体制が整備されている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

〔テーマ B 物的資源〕

- 全学での避難訓練について、現在は 2 年に 1 回の実施となっているが、毎年実施する体制づくりを検討されたい。

[テーマ D 財的資源]

- 大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基 準		評価結果
基準Ⅰ	ミッションと教育の効果	合
基準Ⅱ	教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ	教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ	リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ ミッションと教育の効果

建学の精神である「浄土宗宗祖法然上人の仏教精神」に基づいて、大学の教育方針及び学訓が定められ、大学案内、学生便覧、ウェブサイト等で学内外に表明されている。また、入学式、ガイダンス、総合基礎演習、ホームルームや学園祭等の学内行事で在学生やその保護者への周知が図られている。

地域社会における生涯学習と文化の向上に貢献するため、大学主催の公開講座、京都市東山図書館との連携・協力、食物栄養学科による食生活を通じた地域貢献活動が実施されている。また、「学生参画運営センター」を起点とした学生たちによる奉仕活動や社会参画などが実践されている。

京都府内で大学間の単位互換や高大連携など教育面での地域連携を進めるとともに、自治体と就職協定を締結し、学生の就職活動支援や提携先の自治体への就職促進に積極的に取り組んでいる。

大学の教育方針に基づいて、学部・学科の教育目的は定められている。三つの方針は組織的に検討し一体的に策定されており、各学科の卒業認定・学位授与の方針には、四つの観点（知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、総合的な学習経験と創造的思考力）から学習成果が明示されている。それらは、履修要綱、ウェブサイト等により学内外に表明されている。シラバスには学習成果との関連が明示され、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価に関する規程に基づき「自己点検・評価委員会」及び「自己点検評価実施委員会」を整備し、自己点検・評価活動を行っている。毎年、学内の教育研究活動や付属機関の活動実績、卒業生の活躍状況等を定期刊行物に取りまとめ、在学生、保護者等のステークホルダーに配付し、活動に対する高等学校側からの意見は、高校訪問や入試説明会等の機会に聴取している。自己点検・評価の結果は、履修系統図とナンバリングの見直し、教育方法等の改善、ティーチング・ポートフォリオの作成等に活用している。

アセスメント・ポリシーに基づく評価区分を策定し、学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。FD 活動や自己点検・評価結果の確認・検討を通じて、学習成果の評価項目や査定の手法の点検、教育課程の適切性の検証を実施している。学校教育法、大学設置基準等の関係法令の改正などを確認し法令を遵守している。なお、本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たしているものの、全専任教職員で教育の質

保証を図る査定の仕組みにするよう改善することが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

建学の精神や教育目標を踏まえ、授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針を明確に示し、卒業生アンケート、就職先企業・事業所アンケートを実施して点検を行っている。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいて定め、大学案内、ウェブサイト等で公表している。教育課程は、体系的に編成され、アクティブ・ラーニング対象授業では学生の主体的な学びを取り入れている。学則において年間履修できる単位の上限を定めており、GPAの基準を上回る学生に対しては履修単位の上限を引き上げるなど、運用規程も明確に定めている。

教育課程は、総合科目、基本科目、発展科目に分類され、それぞれの位置づけが明確であり、専門分野や資格試験に必要な知識、教養を幅広く学習できるように体系的に整理されている。教養科目の効果の測定・評価は、教育能力開発検討委員会や教育開発センターが中心となって取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応して明確に示されており、学生募集要項、ウェブサイト等で周知されている。内部進学を促進する高大連携事業を行い、また、入学者選抜は多様な方法で実施し、志願者の受験機会を広げている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に示しており、具体性があり、アセスメント・ポリシーを定めて科目レベル、学科レベル、大学全体レベルで評価している。各科目の学習成果と到達目標、学習成果の測定や評価方法については、シラバスに明示している。

「社会人基礎力測定ツール」を活用して、学習成果の可視化に取り組んでいる。これにより、社会で求められる対応力について、課題解決力や行動特性の二つの側面から測定し、学生が自分の強みと弱みを知るとともに、この結果を活用した学生指導が効率的に行われている。

卒業生を対象としたアンケートは、回答数が不十分であるため、実施方法を検討することが望まれる。就職先企業・事業所へのアンケートは、幅広く回収されているが、これらの結果を授業や進路指導のスキルアップのために、さらに活用することが望まれる。

教員は、学科会議等で共有される学生の情報や授業評価アンケートの結果等を活用して授業の改善に取り組んでいる。また、図書館に「学びあいの場」を設置し、学生同士の学習の場を提供している。教員との距離が近い学生演習室を設置して日常的に学生を指導し、さらにスタディーアドバイザーを配置して基礎学力の向上を支援している。

学生の生活支援は、学生部学生課が中心となり、組織的に行われている。「心と身体センター」を設置し、きめ細かな支援を行っている。クラブ、サークル活動は、学生会を支援しながら、学生が主体となって活動する環境を作っている。「合理的配慮」に関してガイドブックが作成されている。

進路支援については、キャリアセンターが中心となり、進路に関する情報分析や情報提供、指導を行っており、面接指導等、広範囲にわたり長期間の支援を行っている。学生が

ら就職活動に関する情報を収集・蓄積して活用し、就職先の多様化などに対応したきめ細かな指導が行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は諸規程に基づいて行っている。

専任教員の研究活動は、科学研究費補助金を獲得するなど、教育課程編成・実施の方針に基づき、それぞれの専門領域において成果を上げている。FD 活動は、規程に基づき適切に実施されている。

事務処理は事務関係諸規程に基づき事務局長が統括しており、事務組織の責任体制が明確である。SD 活動は、規程に基づき適切に実施されている。事務職員は、組織的に事務運営全般の課題の検討や情報共有、業務の具体的な改善、円滑な実施に取り組み、各種委員会活動等において教員や関係部署と連携している。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、労務管理の基本として運用するなど、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

校地及び校舎の面積は、大学設置基準を充足し、適切な面積の運動場及び体育館を有している。全ての校舎は障がい者に対応している。教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室等を、各室には授業を行うために必要な機器・備品を整備している。適切な面積の図書館を有し、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等は十分に用意されている。

固定資産、消耗品及び貯蔵品は、関連諸規程を整備し、適切に維持管理している。定期消防点検を年 2 回、全学での避難訓練を 2 年に 1 回実施している。ただし、全学での避難訓練については、毎年実施する体制づくりを検討されたい。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門業者の支援により適切に行っている。また、節電対策の徹底等により、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がされている。

学籍管理や授業・成績・履修管理を行う学務システムを導入するとともに、「華頂修学ポータルサイト」を運用している。学生が利用する箇所は、全館・全室で Wi-Fi 環境を整備しており、学習支援アプリの様々な機能を活用して、効率的な授業運営が行われている。また、アクティブ・ラーニング専用の教室、情報処理教室等の特別教室を整備している。

財務状況について、大学部門で過去 4 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 5 年間で収入超過となっている。また、大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるよう努力されたい。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校行政・教学両面に通じた学識を有しており、学校法人を代表してその業務を総理し、リーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。理事長の業務を補佐する常務理事会を置き、学校法人の運営全般を協議のうえ業務執行している。

学長は、豊富な知識・経験を有しており、大学の運営全般における意思決定と業務執行で適切なリーダーシップを発揮している。教授会は規程に基づいて開催され、教育研究上の審議機関として運営されている。また、学長の諮問機関として教学協議会を設置し、教授会の案件を事前に調整している。

監事は、学校法人の業務や財産の状況、理事の業務執行の状況等を監査するとともに、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、監査報告書を作成し、毎会計年度終了後、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2 倍を超える数の評議員をもって組織されている。評議員選任や評議員会開催は、私立学校法及び寄附行為に基づき適正に行われている。予算及び事業計画等について審議し、意見を具申し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、大学の教育目的や三つの方針、教育研究上の基本組織、教員数や各教員が有する学位及び業績などをウェブサイト等で公表している。学校法人のウェブサイト等には、学校法人の理念やビジョンを示し、財政状況や決算関係の計算書類、事業活動報告書等を公開している。

自律的なガバナンスの改善・強化のため、ガバナンス・コードを制定し、ウェブサイト等で公表している。